



2021年5月11日

各 位

上場会社名 株式会社 大 運  
代表者名 代表取締役社長 岩崎 雅信  
(コード番号 9363 )  
問合せ先責任者 管理部課長 谷本 祐二  
(TEL. 06-6120-2001 )

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の当社第101期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は2021年5月11日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年6月25日開催予定の当社第101期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、提供したものとみなすことができるようにするため、変更案第17条を新設するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、項数の表示や字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月25日(金)
定款変更の効力発生日	2021年6月25日(金)

以 上

【別紙】 定款変更の内容

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p>	<p>第 1 章 総 則</p>
<p>第 1 条 (商号) ・ ～第 3 条 (本店の所在地) ・ (条文省略)</p>	<p>第 1 条 (商号) ～第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)</p>
<p>第 4 条 (機関の設置) ・当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会及び会計監査人</u>を置く。</p>	<p>第 4 条 (機関の設置) 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人</u>を置く。</p>
<p>第 5 条 (公告) ・ (条文省略)</p>	<p>第 5 条 (公告) (現行どおり)</p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>第 2 章 株 式</p>
<p>第 6 条 (株式の総数) ・ ～第 7 条 (単元株式数) ・ (条文省略)</p>	<p>第 6 条 (株式の総数) ～第 7 条 (単元株式数) (現行どおり)</p>
<p>第 8 条 (単元未満株式についての権利) ・当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 号第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>第 8 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>第 9 条 (単元未満株式の買増請求) ・ (条文省略)</p>	<p>第 9 条 (単元未満株式の買増請求) (現行どおり)</p>
<p>第 10 条 (株主名簿管理人) ・当社は株主名簿管理人を置く。 ・株主名簿管理人 <u>およびその事務取扱場所</u>は取締役会の決議により定め、これを公告する。 ・当社の株主名簿 <u>および新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p>	<p>第 10 条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 <u>2</u> 株主名簿管理人 <u>及びその事務取扱場所</u>は取締役会の決議により定め、これを公告する。 <u>3</u> 当社の株主名簿 <u>及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p>
<p>第 11 条 (株式取扱規則) ・当社の株式に関する手続きは、法令 <u>または定款</u>のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>第 11 条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する手続きは、法令 <u>又は本定款</u>のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>第 12 条 (株主総会の招集時期) ・定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。</p>	<p>第 12 条 (株主総会の招集時期) <u>当社の</u>定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。</p>
<p>第 13 条 (定時株主総会の基準日) ・ ～第 14 条 (株主総会の招集権者及び議長) ・ (条文省略)</p>	<p>第 13 条 (定時株主総会の基準日) ～第 14 条 (株主総会の招集権者及び議長) (現行どおり)</p>
<p>第 15 条 (決議方法) ・ (条文省略) ・ (条文省略)</p>	<p>第 15 条 (決議方法) (現行どおり) <u>2</u> (現行どおり)</p>
<p>第 16 条 (議決権の代理行使) ・ (条文省略) ・ (条文省略)</p>	<p>第 16 条 (議決権の代理行使) (現行どおり) <u>2</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (員数)  <u>・当社の取締役は、15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第18条 (選任)  <u>・取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">・ (条文省略)</p> <p>第19条 (任期)  <u>・取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第20条 (代表取締役及び役付取締役)  <u>・取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;">・ (条文省略)</p> <p>第21条 (取締役会の招集)  <u>・取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役が事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>  <u>・取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発令する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>・取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第22条 (取締役会の権限) ・  <u>～第23条 (取締役会の決議の省略) ・ (条文省略)</u></p> <p>第24条 (報酬等)  <u>・取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第25条 (相談役、顧問) ・ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条 (員数)  <u>・当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>第27条 (選任)  <u>・監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>・監査役の選任決議は、議決権を行使することができ</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (員数)  <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。</u>  <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第19条 (選任)  <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p>第20条 (任期)  <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (代表取締役及び役付取締役)  <u>取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p>第22条 (取締役会の招集)  <u>取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>  <u>2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第23条 (取締役会の権限)  <u>～第24条 (取締役会の決議の省略) (現行どおり)</u></p> <p>第25条 (報酬等)  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第26条 (相談役、顧問) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>第28条（任期）</u>  <u>・監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>・任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第29条（常勤の監査役）</u>  <u>・監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第30条（監査役会の招集）</u>  <u>・監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>・監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第31条（報酬）</u>  <u>・監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削除)
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第27条（常勤の監査等委員）</u>  <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第28条（監査等委員会の招集）</u>  <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p><u>第32条（事業年度）</u>・ (条文省略)</p>	<p><u>第29条（事業年度）</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第33条（剰余金の配当）</u>  <u>・株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u>  <u>・前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p><u>第30条（剰余金の配当の基準日）</u>  <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  <u>2 前項のほか、当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p><u>第34条（自己株式の取得）</u>・ (条文省略)</p>	<p><u>第31条（自己株式の取得）</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第35条（配当金の除斥期間）</u>  <u>・期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p><u>第32条（配当金の除斥期間）</u>  <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>